

## 議案第 4 号

### 市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 6 月 4 日提出

市川市長 大 久 保 博

## 市川市条例第 号

### 市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 1 項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第 2 項中「固体高分子型燃料電池」の次に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

第 29 条の 5 第 3 号中「第 3 条第 2 項第 2 号」を「第 3 条第 3 項第 2 号」に改め、同条第 4 号中「第 3 条第 2 項第 3 号」を「第 3 条第 3 項第 3 号」に改め、同条第 5 号中「第 3 条第 2 項第 4 号」を「第 3 条第 3 項第 4 号」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 29 条の 5 の改正規定は、公布の日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の第 8 条の 3 の規定に適合しないものについては、同条の規定は、適用しない。

## 理 由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」の改正に伴い、火災予防のための燃料電池発電設備の位置、構造及び管理に関する基準の適用対象に固体酸化物型燃料電池による発電設備を加えるほか、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。